

## 平成19年度 健全化判断比率及び資金不足比率の公表

### 1. 趣旨

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成20年4月から施行されたことにより、地方公共団体は、毎年度、財政指標（健全化判断比率及び資金不足比率）を算定し、監査委員の審査に付したうえで、議会に報告するとともに、住民に対し公表することを義務付けられました。

この法律は、国の管理下ではなく、議会、監査、住民が財政状況をチェックし、地方公共団体が財政破たんに陥る前に財政健全化を図ることを目的としています。

これらの指標には早期健全化基準（黄信号）並びに財政再生基準（赤信号）が設けられ、基準値を超えると国及び県の関与を受け、財政の健全化に取り組んでいくこととなります。

### 2. 財政指標の概要

#### (1) 健全化判断比率

##### 実質赤字比率

一般会計を対象とした実質赤字<sup>1</sup>の標準財政規模<sup>2</sup>に対する比率

<sup>1</sup>実質赤字とは歳入より歳出が大きい場合に発生します。

<sup>2</sup>標準財政規模とは地方税や地方交付税などの収入合計で、本村は1,779百万円です。

##### 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

##### 実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

##### 将来負担比率

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

#### (2) 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

### 3. 本村の財政状況（平成19年度決算）

#### (1) 健全化判断比率

指 標	健全化判断比率(%)	早期健全化基準(%)	財政再生基準(%)
実質赤字比率	-	15.00	20.00
連結実質赤字比率	-	20.00	40.00
実質公債費比率	10.1	25.0	35.0
将来負担比率	16.9	350.0	

実質赤字額又は連結実質赤字額がないものは、「-」と表示しました。

#### (2) 資金不足比率

会 計 名	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)
簡易水道事業	-	20.0
農業集落排水事業	-	20.0

資金不足額がないものは、「-」と表示しました。

### 4. 概況

平成19年度決算に基づき健全化判断比率を算定しましたところ、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については黒字であり、実質公債費比率及び将来負担比率についても、早期健全化基準を大きく下回っている。

また、平成19年度公営企業決算に基づき算定した資金不足比率についても、資金不足を生じた公営企業はなく、経営健全化基準に該当する会計はありませんでした。